【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年５月11日
【会社名】	三井住友信託銀行株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　橋　本　　勝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【電話番号】	03　（3286）　1111　（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部文書チーム長　　中　村　　剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【電話番号】	03　（3286）　1111　（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務企画部統括主任調査役　　金　井　康　樹
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1【提出理由】

当社は、平成30年５月11日開催の取締役会において、当社の特定子会社の発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決議を行い、また当該特定子会社を解散する方針を決定いたしました。当該償還及び解散により、当該特定子会社は当社の子会社でなくなりますので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited
住所	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケイマン・アグランドハウス・私書箱309
代表者の氏名	取締役　高橋　尚
資本金の額	1,116億円 （うち普通株式　　16億円） （うち優先出資証券　1,100億円）
事業の内容	優先出資証券の発行、当社に対する劣後特約付貸付、その他これらに付随する業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	1,600,000個
異動後	1,600,000個

② 総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%
異動後	100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedが発行した優先出資証券の償還に伴い、同社の資本金の額が当社の資本金の額の百分の十未満となり、また、その後の解散に伴い、同社が当社の子会社に該当しないこととなるため（平成31年３月末までに清算結了予定）。

② 異動の年月日

平成30年７月25日